

## 『小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金』

### 助成制度のご案内

#### 【お問い合わせ】

小山町役場 商工観光課

Tel 0550-76-6114

Fax 0550-76-2795

# 小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金の申請概要

## 1 助成金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、継続的に感染対策に資する事業を実施した対象業種を営む中小企業者に対して事業費の一部を支援します。

## 2 助成対象期間

令和2年4月1日（水） ～ 12月31日（木）

## 3 助成金の額

恒久的対策と一時的対策で助成額が違います。

恒久的対策・・・助成対象経費の1/2を助成（最大10万円を上限）

一時的対策・・・助成対象経費の1/1を助成（最大3万円を上限）

※原則1法人、1個人事業主につき1回のみ申請可能です。

※恒久的対策、一時的対策双方の対策を実施する場合は合わせて上限を10万円とします。

## 4 対象となる事業者

以下のすべての条件を満たしている場合に助成の対象となります。

①宿泊業、飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業（理美容、クリーニング等）娯楽業、教育・学習支援業、医療機関（開業医に限る）、金融機関に該当する業種

②不特定多数が出入りすることが可能な事業者

③感染対策を実施した店舗、事業所を町内に有する事業者

④上記業を営む者の内、対象事業を実施した本店もしくは主たる事務所又は支店もしくは従たる事務所を町内に有する中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項及び中小企業基本法第2条第5項に規定する中小企業者

業種	中小企業		小規模企業者
	資本または出資総額	従業員数	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他（下記業種を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

⑤町税を滞納していない者

⑥静岡県暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない者

## 5 助成対象となる対策 ※別表参照

### (1) 対象となる対策

申請者のサービスを楽しむ人が使用する店舗（対象業種を営む施設・場所）内の不特定多数が入り出できるエリア（客席、客室、待合室、教室、売場など）に対して、安心して来店又は訪問するために実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する工事費や設備投資及び物品などの購入費に係る費用を助成します。

支払いの全てが令和2年4月1日から12月31日までに完了した下記対策の実施に要する費用が対象となります。

助成対象となる対策	対象例
<b>恒久的対策</b> 【感染拡大防止に効果のある工事・改修】	間仕切りの設置、窓・網戸や換気扇などの換気設備の設置、セルフレジの導入、検温システムの導入 等
<b>一時的対策</b> 【感染拡大防止に効果のある物品の購入】	検温器の購入、飛散防止フィルムの設置を行うために購入した材料・消毒液・ビニール手袋・マスクやフェイスシールド等の衛生用品の購入、販売促進費（テイクアウト・デリバリーに限る） 等

### (2) 助成対象外の対策（例）

- ・従業員のみが使用するスペースにかかる工事や設備の導入
- ・感染拡大防止効果が見込めない設備の導入や消耗品の購入
- ・令和2年12月31日までに支払ったことが確認できない経費
- ・申請書類から助成対象事業の実施内容の支払金額が読み取れない経費

## 6 申請方法

### (1) 申請受付期間

令和2年6月23日（火） ～ 1月29日（金）

### (2) 申請書類

申請にあたり下記の書類が必要となります。

申請様式
1. 小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金交付申請書(様式第1号) ・複数店舗運営事業者は、対策した主たる店舗、事業所の情報を記載してください。
2. 小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金請求書(様式第3号) ・振込先の口座名義は、法人の場合は該当法人の口座、個人の場合は申請者本人の口座に限ります。 ・下部の振込先口座情報のみ記入してください。日付、中段の文章及び請求金額は審査後交付の決定を受けて記入されます。
添付書類
3. 助成対象経費内訳書
4. 業種・業態が確認できる書類 申請者の情報確認のため、下記のいずれかの書類が必要となります。 法人の場合は法人登記簿若しくは法人事業概況説明書の写し、個人事業主の場合は開業届若しくは直近年の確定申告書の写し
5. 営業に必要な許可等をすべて取得していることが確認できる書類 営業許可書、届出書 等の写し
6. 助成対象経費の支出内容がわかる書類 「助成対象経費の内訳」と「支払いが完了した日」を確認するため、下記の書類が必要となります。 ・費用の詳細・内訳が確認できるもの（領収書や明細書、契約書など） ・支払日、支払い明細がわかるもの（領収書、通帳の写しなど）
7. 助成対象事業を実施した状況がわかる書類 「助成対象事業の内容」を確認するため、次の写真が必要となります。 ・写真（事業実施前と事業実施後の同じ場所から撮影した写真、物品の購入の場合は、物品全体と型番がわかる写真も併せて添付） ※型番がないものは物品全体の写真のみ提出してください。 ※つい立やビニールカーテンなどを自作するために材料を購入した場合は、購入した材料の写真と完成後の写真を提出してください。 ※6月23日までに着手した場合、事業実施前の写真がなくても申請は可能です。
8. 振込先口座の確認できる書類 通帳（1ページ目）若しくはキャッシュカードの写し
9. その他、小山町より提出を求められた書類

### (3) 申請様式の入手方法

申請様式は下記の方法で入手できます。

#### ①小山町公式ホームページ

小山町公式ホームページの以下のページからダウンロードできます。

(URL) [https://www.fuji-oyama.jp/coronavirus\\_sanmitsutaisaku.html](https://www.fuji-oyama.jp/coronavirus_sanmitsutaisaku.html)

#### ②町関係機関等での配布

- ・ 小山町役場 商工観光課（役場本庁2階）
- ・ 町内各支所
- ・ 生涯学習センター
- ・ 健康福祉会館

### (4) 申請方法

下記へ郵送にて申請してください。

密集を避けるため、持参でのご提出はご遠慮ください。

宛先 〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2 『小山町役場 商工観光課』 宛
--

## 7 支給の決定

### (1) 支給の時期

申請書類を受理後、内容を審査し適当と認められるときは、順次支給します。交付金額については、小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金交付決定通知書を郵送いたしますのでご確認ください。

### (2) 不支給の通知

審査の結果、支給できない場合も小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金交付決定通知書を郵送いたします。

### (3) 支給の取り消し

必要に応じて対象施設等の実態について報告や検査を求めることがあります。

支給の決定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合、交付決定を取り消します。その場合、助成金を返金していただきます。

## 8 問い合わせ先

『小山町役場 経済産業部 商工観光課 3密対策担当』

TEL : 0550-76-6114

平日開庁時間内【8:30~17:15】

## 9 Q&A

Q1 本店所在地は小山町ですが、事業所(店舗)は小山町内にありませんが対象になりますか？

A1 小山町内にある事業所もしくは本店に実施していない場合は、対象外です。

Q2 店舗を御殿場市と小山町にそれぞれもっています。3密対策を御殿場市の店舗にのみ行ったのですが、対象になりますか？

A2 町内に有する店舗・事業所へ行った3密対策のみ対象となります。

Q3 家庭(家族)で使用する消毒液やマスクの購入は対象になりますか？

A3 事業用・お客様用でないため、対象外です。

Q4 テイクアウトを開始するため、カウンターを新設し、テイクアウト用の容器を購入しましたがすべて対象になりますか？

A4 対象になります。ただし、容器・割りばし・おしぼりなどの購入については、3万円までが補助対象経費となります。

Q5 テイクアウトを始めたことで増えた光熱費は対象になりますか？

A5 3密対策を行ったことで増えてしまった光熱費は、対象となりません。

Q6 セルフレジを導入したところ、毎月经費がかかるようになりました。この分は対象になりますか？

A6 初期投資にかかる経費は対象です。しかし、導入後に毎月発生する運用経費は対象になりません。

Q7 町内で飲食店を2店経営しています。それぞれ申請できますか？

A7 店舗ごとの申請はできません。申請は、1事業者1回限りでお願いします。

Q8 6月以前に設置したため、設置前の写真がありませんが、申請できますか？

A8 助成金制度告示以前の対策については設置前の写真は必要ありません。

Q9 領収書ではなくレシートしかないのですが、申請できますか？

A9 支払いの内容、日付が確認できればレシートでも申請は可能です。

Q10 振込で支払いしましたが、何を添付すれば良いですか？

A10 請求書のコピーと通帳の振込が確認できるページのコピーを添付してください。

対象対策一覧

別表

項目	内容	判定	理由	分類	分類番号
換気の改善	窓設置工事	○	【新設】・【増設】	恒久的対策	A-1
		○	【更新】 FIX窓から開閉可能な窓への改修など換気量が既存より増加する事が助成要件となります。	恒久的対策	A-2
	出入口への網戸設置	○	【新設】のみ助成対象となります。	恒久的対策	A-3
		×	非常口、従業員専用の出入口は助成対象外となります。	-	-
	網戸のない窓への網戸の設置	○	【新設】のみ助成対象となります。	恒久的対策	A-4
		×	従業員のみエリアの窓は助成対象外となります。	-	-
換気扇	○	【新設】・【増設】のみ助成対象となります。	恒久的対策	A-5	
	×	【更新】は助成対象となりません。	-	-	
設備の改修	スペース増床	○	室内空間の拡張やテラスの増築など三密対策に資する事業が助成対象となります。	恒久的対策	B-1
	客席の個室化	○	空間を区切ることなどで不特定多数との接触機会を減らし、つい立と同様の効果が期待できることから助成対象となります。 ただし、消防法等の各種法令などに適合し、換気機能を悪化しないものに限りです。	恒久的対策	B-2
	つい立、カーテン等の仕切りなど	○		恒久的対策	B-3
	券売機の導入	○	従業員と客の積極機会を低減する効果があることから、助成対象となります。ただし、整列、密を作らない対策を取ることが条件となります。	恒久的対策	B-4
	予約受付用機器の導入	○	システムの開発費を除くパッケージソフトの購入について、その機器を含めて助成対象となります。	恒久的対策	B-5
	注文用タッチパネルの導入	○	システム開発を伴わないパッケージソフトの購入と併せて導入する機器を含めて助成対象となります。	恒久的対策	B-6
	センサー式自動蛇口の設置	○	接触機会を減らすことで感染拡大防止に効果があることから助成対象となります。ただし、従業員のみ使用するものは助成対象外となります。	恒久的対策	B-7
	キャッシュレス導入	○	接触感染の機会減少に繋がるキャッシュレス導入のために設置する機器は助成対象となります。	恒久的対策	B-8
	サッカー台増設	○	客の密集を防ぐ効果があるため、助成対象となります。	恒久的対策	B-9
	自動精算機(セルフレジ)	○	接触感染の機会減少に繋がるセルフレジ導入のために設置する機器は助成対象となります。	恒久的対策	B-10
	検温システム(サーモグラフィー)の導入	○	ハンズキャナーは一時的対策での申請となります。	恒久的対策	B-11
	サーマルカメラの導入	○		恒久的対策	B-12
物品の購入	マスク	○		一時的対策	C-1
	手袋	○		一時的対策	C-2
	消毒液	○		一時的対策	C-3
	消毒(除菌)マット	○		一時的対策	C-4
	非接触型検温器	○		一時的対策	C-5
	防護服	○		一時的対策	C-6
	フェイスシールド	○		一時的対策	C-7
	ゴーグル	○		一時的対策	C-8
	順番待ち位置印ステッカー	○	耐久性の認められるものであれば助成対象となります。(養生テープなどで作成したものは不可)	一時的対策	C-9
	レジ用飛散防止フィルム	○		一時的対策	C-10
	席区分け、アクリル板の設置	○		一時的対策	C-11
	テイクアウト用容器、割りばし、おしぼり	○	4月1日以降新たにテイクアウト・デリバリーサービスを開始したものに限り助成対象とします。	一時的対策	C-12
	個人スマホでの注文システム導入	○	システム開発を伴わないパッケージソフトの購入が助成対象となります。	一時的対策	C-13
その他	販売促進費	○	4月1日以降新たにテイクアウト・デリバリーサービスを開始したものに限り助成対象とします。	一時的対策	D-1
	バイクリース	○	4月1日以降新たにデリバリーサービスを開始したものに限り助成対象とします。	一時的対策	D-2
※この他に小山町が3密対策に効果があると認めるもの					

# 記入例

様式第1号（第6条関係）

小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金交付申請書

小山町長 様

申請者について記入し、押印してください。

申請書の提出日を記入してください。

令和2年 6月 29日

<b>申請者</b>	
〒	410-1395
住所又は所在地	駿東郡小山町●●●●-●●
名称	(株)●●●●●
役職	代表取締役
氏名	小山金太郎
	印

新型コロナウイルス感染防止3密対策助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。  
3密対策を実施した主たる事業所・店舗について記入してください。

対象事業所情報	フリガナ	イザカヤ●●●●●		
	名称	居酒屋●●●●●		
	住所	駿東郡小山町●●●●-●●		
	電話番号	●●●●-●●●●-●●●●	業種	飲食サービス業
営業内容	飲食店			
区分	支払額(円)	助成金額(円)	助成金額の計算方法	
対策	¥250,000	¥100,000	※支払額×1/2 (1事業者当たり上限100,000円)	
内	¥50,000	¥30,000	※支払額×1/1 (1事業者当たり上限30,000円)	
計	¥300,000	¥130,000	上記金額の合計	

電話番号は日中連絡の取れるものを記入してください。

計算方法に基づいて計算してください。

支払額は各区分の合計金額を記入してください。

助成対象事業経費内訳書の『合計』欄を転記してください。

※電話番号は日中連絡の取れるものを記入してください。

助成金申請額(円)	¥100,000	※助成金申請金額は100,000円が上限1,000円未満切り捨てです。	この欄への記入は不要です。
-----------	----------	-------------------------------------	---------------

申請額を記入してください。

- ※添付書類(第6条関係)
- 1 助成対象経費内訳書
  - 2 営業実態のわかるもの(法人の登記簿謄本又は開業届等)
  - 3 業種にかかわる営業に必要な営業許可書又は届出書等
  - 4 助成対象事業の購入、設置及び代金の支払いが完了したことがわかる資料(領収書、明細書、契約書等)
  - 5 設置の状況が確認できる書類(設置前後及び購入品の写真)
  - 6 振込口座情報が確認できる書類(通帳等の写し)
- 必ず添付書類を確認してください。

町処理欄
交付決定額
受付印



# 記入例

様式第3号（第8条関係）

この赤枠内は記入不要です。

小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金請求書

年 月 日

小山町長 様

年 月 日付け 第 号により新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金の交付の決定を受けた助成金として、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

申請者と同一としてください。また押印してください。

〒410-1395  
所在地 駿東郡小山町●●●●●●  
請求者 名称 (株)●●●●●● (印)  
代表者氏名 代表取締役 小山金太郎

申請者の口座としてください。

口座振替先

金融機関	小山	銀行	口座	フリガナ	カシガイヤ●●●●● ダエイトリミヤク ヤマキンタロウ						
		金庫 農協		名義人 氏名	株式会社●●●●● 代表取締役 小山金太郎						
	小山	本店	種類	口座番号							
		支店 支所 出張所		1 普通 2 当座	1	2	3	4	5	6	7

